

18高教職第1315号

平成19年3月12日

各市町村（学校組合）教育長 様

各 県 立 学 校 長 様

高知県教育長

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（通知）

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年条例第37号。以下「給与条例」という。）第16条に掲げる特殊勤務手当については、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年規則第3号。以下「支給規則」という。）及び特殊勤務手当の運用について（平成9年人事委員長通知。以下「運用通知」という。）によるもののほか、平成19年4月1日以降は、下記事項に留意のうえ、取扱いをお願いいたします。

なお、この通知の施行に伴い、教員特殊業務手当の運用について（昭和48年2月16日付け通知47義第860号）、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取扱いについて（昭和53年3月29日付け通知52義第772号）、教員特殊業務（いわゆる部活動）手当にかかる指導教員数について（昭和53年5月23日付け通知53義第162号）及び対外運動競技等における引率人員の基準について（平成6年1月18日付け通知5教義第1053号）は廃止します。

各市町村（学校組合）教育委員会にあっては、管内の学校に対しても周知してください。

記

- 1 多学年学級担当手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第1号及び支給規則第7条別表第2の1関係）
 - （1）課業期間中における取扱い
出勤し授業又は指導を行った日及び命令を受け出張をした場合（引き続く15日を超える出張の場合を除く。）において支給できるものであること。
 - （2）長期休業期間中における取扱い
学校登校日及び臨海学校等（学校が計画し、かつ実施したものに限る。）において、授業又は指導に従事した場合にのみ支給できるものであること。
 - （3）手当の請求方法等
別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において授業又は指導に従事した日数を確認のうえ、月例報告を行うこと。
- 2 教員特殊業務手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第4号及び支給規則第7条別表第2の4関係）

(1) 運用通知別表第2 関係2 (6) に規定する「任命権者が定めたもの」とは、下記に掲げる団体等が主催又は共催するものであり、その運動競技等への参加が学校教育活動として、あらかじめ学校内で計画されたものとする。

ただし、下記団体等が主催又は共催するものであっても、総会や指導者養成のための講習会等への出席はこの手当の支給対象とならないので注意すること。

疑義が生じる場合にはその都度事前に、教育政策課に協議すること。また、学校においては後に規定する「教員特殊業務整理簿」とともに開催要項の写しを保管しておくこと。

[任命権者が定めた団体]

高知県教育委員会	高知縣市町村教育委員会連合会
市町村（学校組合）教育委員会	郡市町村（学校組合）教育委員会連絡協議会
高知県小学校体育連盟	四国地区ろう学校体育連盟
高知県中学校体育連盟	定時制通信制高等学校体育連盟
高知県高等学校体育連盟	高知県高校野球連盟
高知県教育文化祭運営協議会	高知県高等学校文化連盟

体育的行事に関しては、高知県中学校体育連盟及び高知県高等学校体育連盟が発行する大会一欄表に定める運動競技等（一覧表にない高知県体育連盟支部大会も含む。）については、支給対象とすることができるものとする。

また、平成14年4月1日付け13高体保第359号『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて』の通知を参考とすること。

(2) 運用通知別表第2 関係2 (15) に規定する「任命権者が定めた基準」とは、以下に掲げるものとする。

ア 対外運動競技等にかかる引率人員の基準について

(ア) 小学校

1校1名とする。（ただし、出場者が20名以上の場合は2名以内とする。）

(イ) 中学校及び高等学校

1種目1校1名とする。（ただし、男女別会場別に出場する場合はそれぞれ1名を加えることができるものとする。）

(ウ) 盲・聾・養護学校

修学旅行業務の引率人員基準に準ずる人員以内とする。

イ 引率人員については、学校教育活動として行う対外運動競技等への参加のため真に必要なであると学校長が認める場合にあっては、上記アに示した引率基準にかかわらず、現に当該業務に従事する人員によることができるものとする。

なお、上記アに示す引率人員の基準人数の3倍以上の人数で引率業務に従事し

た場合においては、別紙様式2「対外運動競技等における引率人員について（報告）」を作成のうえ、教育政策課まで報告を行うこと。

(3) 支給規則別表第2の4表(5)に規定する「正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたもの」（以下「部活動指導手当」という。）とは、各市町村（学校組合）立の小学校、中学校及び養護学校の管理運営に関する規則で教育委員会に提出することとされている学校要覧（県立学校にあっては、高知県立学校の管理運営に関する規則第2条に規定するもの）に記載されている部活動をいうものであること。

(4) 部活動の指導教員数の基準について

部活動指導手当の支給を受ける指導教員数の基準については、次のとおりとする。

ア 原則1部1名を基準とする。

ただし、男女別のある部については、1名を加えることができるものとする。

イ 各学校の部活動の活動状況から、2名以上が必要と学校長が認める場合においては、上記アにかかわらず、2名以上とすることができるものとする。

(5) 従事した時間等の取扱い

ア 部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に練習等が中断した時間があっても、指導業務が事実上引き続いていると認められる場合は、当該中断した時間も業務に従事した時間として取扱うことができること。

イ 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取扱うことができること。

また、雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取扱って差し支えないこと。

ウ 「正規の勤務時間以外の時間等」には、休日における正規の勤務時間が割り振られている時間を含むが、夏季休業の期間その他で単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むものではないこと。

(6) 手当の請求方法等

支給規則第7条別表第2の4の規定による特殊勤務に従事し、手当を請求する場合には、別紙様式3「教員特殊業務整理簿」に記載するとともに、その日数等を確認のうえ、月例報告を行うこと。

3 教育業務連絡指導手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第5号及び支給規則第7条別表第2の5（1）関係）

(1) 支給規則第7条別表第2の5の（1）の表備考欄に規定する「任命権者が定める基準」とは次の表に掲げるものとする。

区分	名称	手当が支給されないもの
小学校	教務主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	分校主任	
中学校	教務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
高等学校	教務主任	
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	総務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	農場長	3学級未満の学校に置かれるもの
盲・聾・養護学校	教務主任	
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの 中学部に置かれるもの
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	寮務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの

注 学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第5条」に基づく学級数をいう。

(2) 支給の要件

ア 手当支給の対象となる主任等の職務を担当する教諭（以下「手当支給主任である教諭」という。）が、その所属する学校に登校し現に勤務した日については、その教諭は当該業務に従事したものとみなして手当を支給して差し支えないこと。

（その勤務が宿直勤務である場合を除く。）

イ 長期休業等児童又は生徒に対する授業等を休業している期間に登校し勤務した日、又は週休日、休日等に特に勤務を命ぜられて勤務した日についても手当を支給して差し支えないこと。（その勤務が宿日直勤務である場合を除く。）

ウ 手当支給主任である教諭が、その所属する学校に勤務しない場合であっても、次の場合は手当を支給して差し支えないこと。

（ア）あらかじめ校長等の指示を受け、関係公署との連絡その他公務上の必要により終日校外で勤務する場合

（イ）研修等の受講を命じられ、当該命令に基づき特定の研修施設等で受講する場合

（ウ）命令に基づき出張している場合（その出張が修学旅行を除く外国出張、国内留学等特別のものである場合を除く。）は支給できるが、出張期間中の休日、週休日については、「教員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規定」に基づいて時間外勤務を命じた場合を除いて支給できないこと。

エ 手当支給主任である教諭が登校し、その日の勤務時間の一部を勤務した後に年次休暇等を承認され、その日の以後の勤務時間を勤務しなかった場合においても、その日の勤務に対して手当を支給できること。

オ 手当支給主任である教諭が、他の手当支給主任を兼ねている場合は、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。

カ 手当支給主任である教諭が、教育公務員特例法第 22 条第 2 項の規定に基づき、所属長の承認を受けて行う研修のため登校しない場合は、その日は手当を支給することができないこと。

（3）手当の支給等に関する取扱い

別紙様式 1 「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を出勤簿等で確認のうえ、月例報告を行うこと。

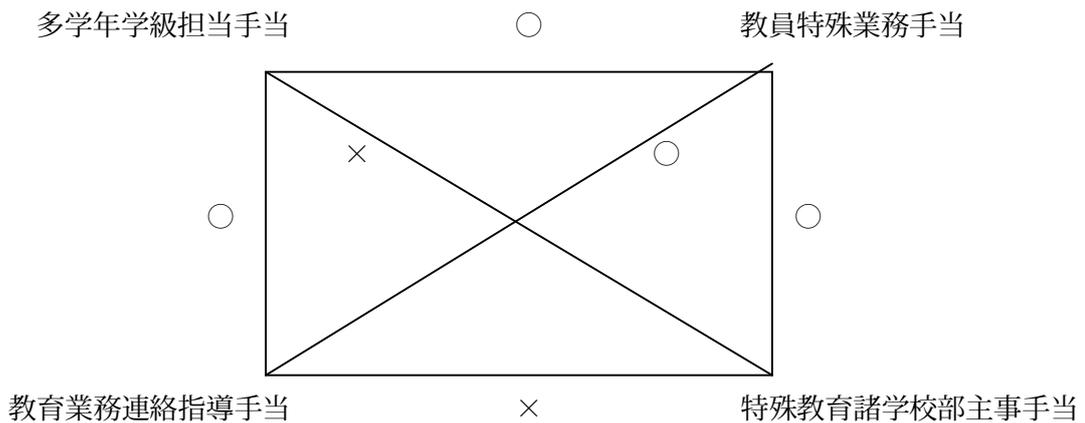
4 特殊教育諸学校部主事手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 5 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 5（2）関係）

（1）支給の要件及び手当の支給等に関する取扱い

手当の支給対象となる部主事の職務を担当する教諭については、上記 3 の（2）及び（3）の規定を準用するものとする。

5 特殊勤務手当の併給について

教育職員の特殊勤務手当の併給については、支給規則第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、下図に示す併給が可能であること。



注：○は併給があることを示す。

×は併給がないことを示す。

6 その他の特殊勤務手当の請求方法等

この通知の1から4に規定する特殊勤務手当以外の手当については、別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を確認のうえ、月例報告を行うこと。

月例報告のシステム入力については、入力欄、日数等に誤りのないよう慎重に行うこと。

7 質疑応答集について

特殊勤務手当質疑応答集については手当運用の参考とすること。

8 施行日

この通知は平成19年4月1日から施行する。

